

浜松市告示第436号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による浜松市西美菌西土地区画整理事業についての換地処分の公告のあった日の翌日から次のとおり本市内の字の区域を変更及び小字を廃止することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成28年6月22日

浜松市長 鈴木 康 友

1 浜北区西美菌に編入し、小字を廃止する区域

浜北区道本字下河原237の3、241の1、242の4、247の3、251の3、255の4、256の3、260の3、字上河原267の3、267の12、貴布祢字堤外540の3、542の4及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

2 浜北区道本字下河原へ編入する区域

浜北区西美菌字上川原1314の2、1323の2から1323の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

3 浜北区道本字上河原へ編入する区域

浜北区西美菌字水流西1545の2

4 浜北区道本字電解へ編入する区域

浜北区西美菌字水流西1567の5

5 浜北区貴布祢字堤外へ編入する区域

浜北区西美菌字中川原1084の2、1084の3、1085の3、1085の7

6 小字を廃止する区域

浜北区西美菌字中川原1066の1、1066の3、1066の6から1066の10まで、1068の1、1068の7から1068の9まで、1069の1、1071の1、1072、1074の1、1075の1、1075の3、1075の5、1075の8から1075の10まで、1078の1、1078の12、1079の1、1080の1、1080の3から1080の10まで、1082の1、1083の1、1084の1、1084の11、1085の1、1085の4、1085の8から1085の10まで、1086の1、1086の2、1089の1から1089の3まで、1091、1092の

1、1093、1094、1095の1から1095の3まで、1095の5から1095の12まで、1095の17から1095の25まで、1095の30、1095の31、1096の1から1096の7まで、1096の9、1096の10、1097の1から1097の4まで、1098、1099の1、1099の4、1100、1101、1102の1、1103の1、1103の2、1104の1、1105の1、1105の4、1106の1、1108の1から1108の3まで、1109の1、1111、1113、1114の1から1114の4まで、1117、1118、1119の1、1119の2、1120の1から1120の4まで、1122、1123の1から1123の3まで、1125、1127、1129から1133まで、1136の1、1136の2、1137の1から1137の4まで、1142の1、1142の2、1283の1から1283の7まで、1284、字水流1143の1、1145の1から1145の3まで、1145の5から1145の8まで、1146の1、1146の5、1147の1、1147の5、1280の2、1281、1380の3、1380の6、1380の8、1380の10、1380の12から1380の34まで、1380の37から1380の43まで、1380の45から1380の47まで、1381の3、1527から1529まで、1566の3、1566の4、1566の6、1566の9、1566の12から1566の14まで、字水流西1282、1515の1、1515の3から1515の10まで、1520の1、1520の2、1523の2、1525の1、1525の2、1526、1530の1、1530の4から1530の10まで、1531の5、1532の1から1532の27まで、1533、1534、1535の1、1535の2、1537、1538、1541、1542の1、1542の2、1542の5、1542の7から1542の9まで、1543の1から1543の3まで、1544、1545の1、1547の1、1549の1、1550の1、1551の1、1551の5、1555の1、1556、1557の1、1558の1、1558の2、1559、1561の1、1561の2、1564、1565の1、1565の3、1567の1、1567の10から1567の13まで、字上川原1285の1、1285の2、1286の1、1286の2、1286の4から1286の8まで、1288の1、1288の2、1289の1から1289の4まで、1290の1から1290の5まで、1291、1292の1、1292の2、1293の1、1293の2、1294の1、1294の2、1295、1296の1、1296の2、1297、1298の1から1298の3まで、1300、1303の1、1303の5、1303の6、1305、1306の1、1306の3から1306の6まで、1307の2、1307の3、1309の1、1309の4から1309の6まで、1310、1312の1から1312の4まで、1314の1、1319の1、1321の1、1323の1、1324の1、1324の5、1325の1、1325の3から1325の10、1326の1、1326の2、1327、1328、1331、1332、1340の1、1344、1345の1、1345の2、1346の

1から1346の3まで、1349、1350、1352、1353、1355から  
1358まで、1359の1、1359の2、1360、1361、1363、1365、  
1366、1369、1371、1374の1、1374の2、1375、1378、  
1379の1、1379の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全  
部

上記地番は、平成28年3月7日現在による。